

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市桜が丘団地（以下「団地」という。）の街並み・緑豊かな都市景観の創出や住環境整備を促進することを目的として、団地内に新築する居住用住宅（建売住宅を含む）に、外構整備及び緑化を実施する者（事業者を含む。）に対し、市長が予算の範囲内において府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸住宅は除く。
- (2) 建築 団地内に住宅を新築することをいう。
- (3) 販売用地 府中市土地開発公社が販売又は府中市が譲渡する団地内の土地をいう。

(補助金交付の対象工事)

第3条 補助金の交付対象となる工事は、備後圏都市計画地区計画桜が丘地区地区計画（以下「地区計画」という。）及び建築基準法ほか関係法令（以下「関係法令」という。）に適合した外構工事、緑化工事又はその両方（以下「対象工事」という。）とし、対象工事の経費合計が60万円以上であるものとする。

(補助金交付の対象者等)

第4条 補助金は、新たに販売用地を購入し、土地売買契約後1年以内に住宅の建築に着工する者又は販売用地内の新築建売住宅購入者で、次の各号のいずれにも該当する者に限り交付する。ただし、同一世帯において該当する者が複数生じる場合は、いずれか一人に限るものとする。

- (1) 住宅建築完成後又は建売住宅引き渡し後1年以内に、対象工事を完了する者
- (2) 市町村税及び税外収入金の滞納がない者（個人にあつては、補助対象者及び同一世帯の者全員に滞納がない者）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。ただし、法人にあつては、同条第

2号に規定する暴力団でない事業者であつて、かつ、その代表者及び役員が同条第6号に規定する暴力団員でない者とする。

2 当該区画に対し、この要綱に基づく補助金の交付は1回限りとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に掲げる対象工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、30万円とする。

(補助金交付の認定申請等)

第7条 この補助金交付の認定を受けようとする者は、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金認定申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し又は見積書の写し
- (2) 個人の場合にあつては、住民票。法人の場合にあつては、営業証明書又は法人登記に係る現在事項証明書。個人事業主の場合にあつては、税務署へ提出した個人事業の開業届出書の写し又は確定申告書の写し
- (3) 地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書の写し(届出が不要な場合を除く。)
- (4) 誓約書(別記様式第2号)
- (5) 前4号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金認定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

3 対象工事は、前項に規定する認定通知書による通知後に着工するものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 この補助金を受けようとする者は、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事費に係る領収書の写しなど、その支払いが証明される書類の写し
- (2) 対象工事の施工図面
- (3) 対象工事施工後の写真
- (4) 市町村税完納証明書(個人の場合は、転入又は転居前の住所地のもの)
- (5) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し(建売住宅購入の場合は、不動産売買契約書の写し)

(6) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付
決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。この場合におい
て、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付請求等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、対
象工事完了後速やかに府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付
請求書（別記様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助決定者に補助金を交付す
るものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 補助決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付
決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部
又は一部を返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合
は、その全部又は一部を免除することができる。

(1) 偽り又は不正な手段等により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 設置した工作物等の形態変更により、地区計画及び関係法令に適合しなく
なったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に照らし、市長が不相当と認
めたとき。

（報告）

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助決定者又は建築業者に対し、対象
工事に関する報告を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用す
る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に交付決定を受けたものについては、従前の例による。

別表（第5条関係）

対象工事	補助対象経費
外構工事	(1) 駐車場整備資材費
	(2) 門設置資材費
	(3) フェンス・ブロック設置資材費
	(4) 施工費及び諸経費
緑化工事	(1) 植栽、生垣等緑化資材費（木本類（苗木を含む）、多年草、肥料等、支柱、その他の資材費）
	(2) 庭、駐車場の芝生化資材費（芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費）
	(3) 施工費及び諸経費

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者 住 所（所在地）
（名 称）
氏 名（代表者名）

印

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金認定申請書

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助金の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 住宅の建設地 府中市桜が丘 丁目 番
- 2 売買契約日（次の(1)又は(2)へ記入すること）
 - (1) 土地購入の場合 土地売買契約日 令和 年 月 日
 - (2) 建売住宅購入の場合 不動産売買契約日 令和 年 月 日
- 3 施工期間 着工予定日 令和 年 月 日
完成予定日 令和 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 工事費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し又は見積書の写し
 - (2) 個人の場合にあつては、住民票
 - (3) 法人の場合にあつては、営業証明書又は法人登記に係る現在事項証明書
 - (4) 個人事業主の場合にあつては、税務署へ提出した個人事業の開業届出書の写し又は確定申告書の写し
 - (5) 桜が丘に係る地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書の写し
 - (6) 誓約書（別記様式第2号）
 - (7) その他市長が特に必要と認める書類

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

印

誓 約 書

は、次の事項について誓約します。

- 1 税外収入金の滞納はありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸しません。
- 4 府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第10条の規定に該当し、補助金の返還を命じられた時は、これに従います。

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者 所在地
名 称
代表者

Ⓔ

誓 約 書

は、次の事項について誓約します。

- 1 税外収入金の滞納はありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない事業者であって、かつ、その代表者及び役員が同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸しません。
- 4 府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第10条の規定に該当し、補助金の返還を命じられた時は、これに従います。

別記様式第3号（第7条関係）

指令府監 第 号
令和 年 月 日

住 所（所在地）
（名 称）
氏 名（代表者名） 様

府中市長 ⑩

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金について次のとおり認定したので、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 認定番号 第 号

2 住宅の建設地 府中市桜が丘 丁目 番

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者 住 所（所在地）
（名 称）
氏 名（代表者名）

㊞

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付申請書

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 施工場所 府中市桜が丘 丁目 番
- 2 交付申請額 300,000 円
- 3 施工期間 着工 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 対象工事の支払いが証明される書類の写し
 - (2) 対象工事の施工図面
 - (3) 対象工事施工後の写真
 - (4) 市町村税完納証明書。（個人の場合は、転入又は転居前の住所地のもの）
 - (5) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（建売住宅購入の場合は、不動産売買契約書の写し）
 - (6) その他市長が特に必要と認める書類

別記様式第5号（第8条関係）

指令府監 第 号
令和 年 月 日

住 所（所在地）

（名 称）

氏 名（代表者名）

様

府中市長

Ⓜ

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金について、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定金額 300,000 円

2 交付条件

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者 住 所（所在地）
（名 称）
氏 名（代表者名）

印

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付請求書

令和 年 月 日付指令府監第 号により交付決定を受けた府中市
桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金として、府中市桜が丘団地まちなみ整
備及び緑化推進補助金交付要綱第9条の規定により、次の金額を請求します。

1 請求金額 300,000 円

2 事業実績 (1) 施工場所 府中市桜が丘 丁目 番

(2) 施工期間 着工 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

3 振込先

振込先 金融機関名	銀行 農協・金庫 信用組合								店 支店
口座番号	当座・普通								
フリガナ									
口座名義									